

令和4年1月20日

## 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (非課税世帯10万円給付) 1月31日より給付開始

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付するにあたり、非課税世帯に対する給付を1月31日より開始します。

### 記

1. 対象／令和3年12月10日現在、市町村に住民登録されている者で構成される、下記の(1)または(2)に該当する世帯
  - (1) 世帯を構成する者全員の令和3年度分市町村民税均等割が非課税である世帯  
対象世帯数 26, 469世帯(1月20日確認書発送)
  - (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯等  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
2. 給付額／1世帯あたり10万円
3. 給付手続き／世帯主に対して給付
  - (1) 上記【1. 対象(1)】に該当する世帯(提出期限：令和4年4月19日(火)必着)
    - A. 非課税世帯へ確認書送付：1月20日(木)
    - B. 確認書が届いたら、誓約・同意事項を確認のうえサイン又は押印し返信
    - C. 確認書受領後、記載内容等を審査し、1月31日より随時振込開始
  - (2) 上記【1. 対象(2)】に該当する世帯(申請期限：令和4年9月30日(金))
    - A. 非課税世帯以外の全世帯へ制度周知チラシ送付：1月26日(水)
    - B. 申請受付開始：2月1日(火)
    - C. 申請受付場所：市役所2階特設窓口
4. 問い合わせ先…福島市臨時特別給付金コールセンター【1月24日(月)開設】  
☎0120-289-025  
午前8時30分～午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)

担当：生活福祉課生活支援係  
課長 平塚 ・課長補佐 梅津  
電話 024-525-3725 (直通)